

### 3. 車両の諸元（車種・サイズ等）に関する規制

#### 3-1 道路法

所轄官庁は国土交通省となる。同法は、その中の「車両規制法」において、積載物が特殊である等の理由により定められた諸元を上回る車両（以下「特殊車両」）の通行許可（一般に「特殊車両通行許可」と呼ばれる）に関する規定を定めている。

この特殊車両通行許可は通行しようとする道路の道路管理者に申請して取得する。

その処理に要する標準的な期間は一般に、

- ・新規申請および変更申請の場合は3週間以内
- ・更新申請の場合は2週間以内

程度とされている。

#### 3-2 道路交通法

所轄官庁は警察庁・警視庁となる。支援物資に関する規制は主に「制限外積載」に関する規制となる。制限外積載とは、たとえば仮設トイレを平トラックに立てて積載すると高さが規制を超えてしまっているケースなどが該当する。支援物資輸送の場合、この仮設トイレの輸送のように、積載する貨物の仕様によりやむを得ないと判断された場合は、申請して制限外積載許可を取得することが可能とされている。

※同一運転者が定型的に反復、継続して行なう場合、期間を定めた包括的な許可が可能

#### 3-3 道路運送車両法

所轄官庁は国土交通省となる。車両保安基準に関する規定として、車両のサイズ・総重量・軸重について定めた法令であり、積載貨物の状況等により、この基準を超える車両を走行させる場合は、保管基準緩和申請が必要となる。申請の認定に要する期間は通常1～2カ月程度とされている。

##### 3-3-1 災害時における問題・対応等

###### （1）過去の災害における規制緩和

災害時には先の仮設トイレの例のように、輸送する貨物等により、上記の3法令で定められた諸元に適合していない車両を被災地へ走行させる必要が生じた。そのような場合は、申請の上、許可を得る必要があるが、申請の認可に時間を要する場合、被災地への支援物資の供給が遅れることとなった。

このため、国土交通省は規制の規制緩和として、特殊車両通行許可申請の「目的地」又は「出発地」が被災地周辺の場合は、最優先で処理を実施しており、類似の緩和措置について、内閣府沖縄総合事務局運輸部から情報を収集する。

※平成23年3月29日付け「東北地方太平洋沖地震」に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについて

また警察では、制限外積載許可については、従来から、同一運転者により定型的に反復、継続して行われる場合、期間を定めた包括的な許可を可能としていたが、震災への対応として、①目的地が被災地である申請を優先的に処理すること、②「貨物が分解できないもの」の判断について、被災地では大型貨物を組み立てる場所、施設、熟練者等の確保が困難な場合があることも考慮し柔軟な判断をすることとし

た。たとえば高さが制限外となる仮設トイレの場合、それが分解可能であっても、分解のために要する負担が大きい場合は、制限外積載許可を認められた。

※平成 23 年 4 月 22 日付警察庁丁規発第 73 号「東日本大震災の被災地の復旧・復興活動に係る制限外積載許可事務の取扱いについて」

制限外けん引許可に関する申請についても、同じく対象となる車両の目的地が被災地である場合には、優先的に迅速な処理を行うこととした。

※平成 23 年 5 月 18 日付事務連絡「東日本大震災の被災地の復旧・復興活動に係る制限外けん引許可事務の取扱いについて」

## （２）過積載への対応

車両の諸元に関する規制のうち、いわゆる過積載についての罰則は道路交通法に定められている。この過積載についてトラック事業の関係者からは、支援物資輸送だからといって、災害時に過積載が看過されるという保証はないのではないかと意見が出されており、輸送に先立ち事前に確認し必要に応じてトラックを分けるなどの対応が必要となる。